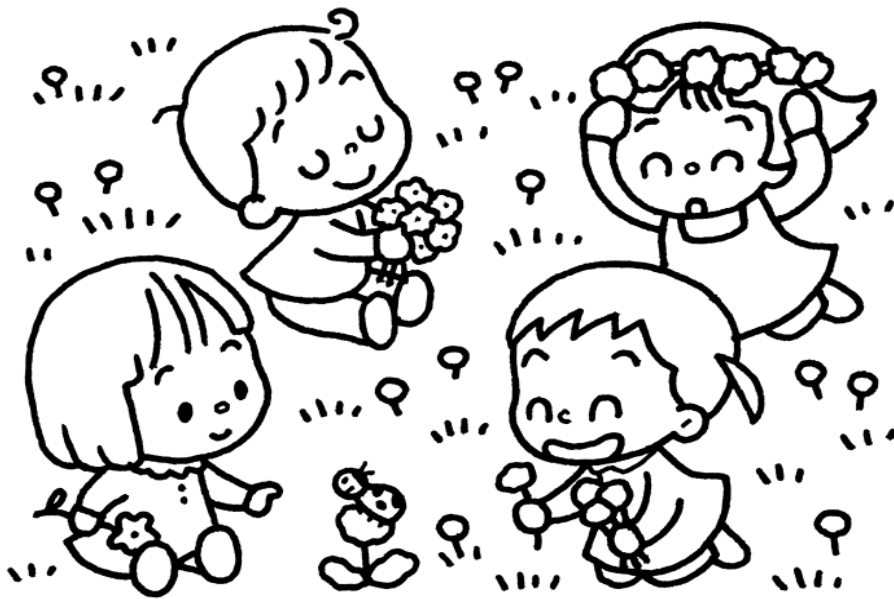


令和7年度

大谷西保育所の しおい

重要事項説明書



上尾市立大谷西保育所

上尾市老丁目東22-1
TEL 725-1200
FAX 725-1588

目 次

上尾市立保育所の保育理念 基本方針 保育目標 大谷西保育所の保育目標	・ ・ ・ ・ 1
施設概要と沿革 年齢別クラス名と職員構成 保育所平面図	・ ・ ・ ・ 2
デイリープログラム	・ ・ ・ ・ 3
保育所での生活 健康診断	・ ・ ・ ・ 6
保育時間 土曜保育 休所日 延長保育（料金や手続き）	・ ・ ・ ・ 7
ICT システム（コドモン） 写真販売（そだちえ）	・ ・ ・ ・ 9
紙おむつ等サブスクサービス 幼児教育・保育の無償化及び給食費の実費徴収について	・ ・ ・ 10
服装・持ち物 慣れ保育 その他	・ ・ ・ 11
給食について	・ ・ ・ 12
保育所とくすり	・ ・ ・ 13
健康管理について	・ ・ ・ 14
「災害共済給付制度」について	・ ・ ・ 15
予防接種のお願い	・ ・ ・ 16
子どもがかかりやすい感染症	・ ・ ・ 17
緊急時・災害時の対応 災害時における緊急避難場所について	・ ・ ・ 19
風水害の災害時における臨時救援の基準について	・ ・ ・ 20
保育所への連絡 個人情報 送迎 防犯 電話相談について	・ ・ ・ 22
意見・要望 第三者評価 保育所の自己評価 職員の研修	・ ・ ・ 23
小学校との連携 赤ちゃんの駅の設置 子育て支援制度 病児・病後児保育について	・ ・ ・ 24
休日保育について（急病の時 中毒110番）	・ ・ ・ 25
変更事項届出一覧表	・ ・ ・ 26
令和7年度 年間行事予定	・ ・ ・ 27
おさんぽマップ	・ ・ ・ 28

ようこそ 大谷西保育所へ

《 上尾市立保育所理念・基本方針・保育目標について 》

保育理念

- 1 すべての児童が心身ともに健やかに育成されるよう努める。
- 2 すべての児童の生活をひとしく保障し愛護する。
- 3 保護者とともに、すべての児童を心身ともに健やかに育成する。

基本方針

- 1 乳幼児期は生涯にわたる人間形成の基礎を培う時期であり、人として生きる力を養う。
- 2 子どもが健康、安全で、情緒の安定した生活が出来る環境を用意し、自己を十分に発揮しながら活動することにより、健全な心身の発達を図る。
- 3 養護と教育が一体となって、豊かな人間性を持った子どもを育成する。
- 4 保護者と密接な連携をとり、保育の内容等が保護者の理解と協力を得られるよう努め、子どもの最善の利益を考慮し、子どもの福祉を重視した保護者支援を行う。
- 5 地域における子育て支援のために、乳幼児などの保育に関する相談に応じ、助言するなどの社会的役割を果たす。

保育目標

- 1 心身ともに健康な子
養護される中で、基本的生活習慣を身につけた健やかな子
友だちと一緒に様々な運動や遊びをする子
- 2 自分を大切に友だちも大切にできる子
子ども同士の関わりを深め、いのちを大切にし、思いやりやいたわりの気持ちのある子
自分とは異なる文化を持った様々な人に関心を持ち、仲良くできる子
- 3 安定した環境の中で考え、働きかけていける子
安心できる環境の中で、自分で物事を考えられる子
いろいろな遊びを通し、安全や危険を学んでいける子
- 4 何事にも関心を持ち意欲的に遊べる子
自然や身近な物に関心を持ち、それを遊びに取り入れ、作ったり工夫したりできる子
友だちと協力して、見通しを持った遊びや生活ができる子
- 5 自己表現のできる子
自分の意見をはっきり言い、相手の意見も受け入れられる子
様々な体験を通して、感性と創造力の豊かな子

《 大谷西保育所の保育目標 》

- ・ 明るく元気に遊べる子
- ・ やさしい気持ちと思いやりのある子
- ・ 友だちを大切に、仲良くできる子



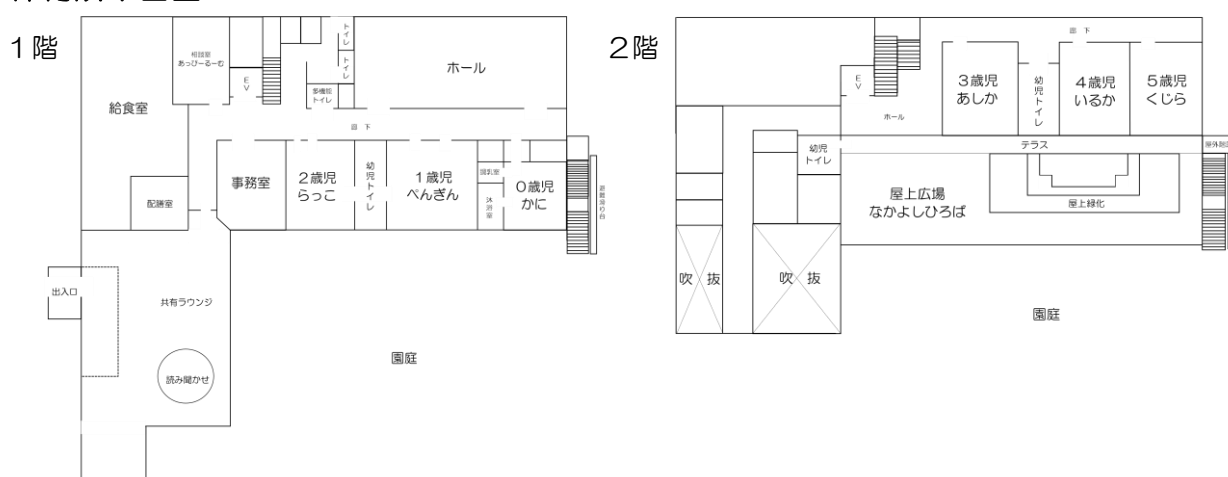
《 施設概要と沿革 》

名 称 上尾市立大谷西保育所
 所 在 地 〒362-0082 上尾市吉丁目東22-1
 電 話 番 号 048-725-1200 FAX 048-725-1588
 開所年月日 令和5年4月1日
 規 模 構 造 鉄筋コンクリート造り 2階建
 敷地面積 5187.84㎡（複合施設全体）
 延床面積 1069.62㎡（保育所側部分）
 園庭面積 845㎡
 保育室、ホール、沐浴室、多目的室、事務室、調理室など
 定 員 90名
 対 象 年 齢 生後57日より就学前まで
 沿 革 大谷西保育所は、西上尾第一保育所、西上尾第二保育所を移転統合し、令和5年4月に発達支援相談センターとの複合施設として開設された保育所です。産休明け保育（生後57日）や定期的なつくし学園との交流保育を実施しております。上尾道路が近く、住宅地の中にありながらも、保育所の周辺にはたくさんの公園があり、小さな子どもも安心して遊べる環境があります。

年齢別クラス名・職員構成（令和7年4月1日現在）

クラス名	年齢	児童数	職員構成
か に	0歳児	6名	所 長 1名 主任保育士 1名
ぺんぎん	1歳児	15名	保育士 名 看護師 2名
らっこ	2歳児	16名	給食調理員 8名 代替保育士 4名
あしか	3歳児	18名	短時間保育士 5名 延長時間パート職員 9名
いるか	4歳児	18名	事務員 1名
くじら	5歳児	18名	用務員 3名 交代勤務のため、延べ人数になっています。

保育所平面図



0歳児 デイリープログラム 《 保育所の1日 》

時 間	子どもの活動	備 考
7:00	延長時間保育・順次登所・あいさつ あそび	健康観察 引継ぎ
8:30	担任とあいさつ おむつ替え あそび（室内・外）	明るく挨拶を心がけて います。 健康観察
9:00	おてふき おやつ、水分補給 授乳	
9:30	おむつ替え あそび（室内・外） おむつ替え	散歩、リズム、積み木、 絵本、室内遊具、手遊び などで楽しみます。
11:00	おてふき 給食、水分補給 ※沐浴	月齢に合わせた手作り 離乳食です。
12:00	おむつ替え、お昼寝	
14:45	めざめ おむつ替え、着替え	安心した環境の中で、眠る こと、食べることを大切に しています。
15:00	おてふき おやつ、水分補給	
15:30	あそび（室内・外） 順次降所	
16:30	延長保育 水分補給 おむつ替え	健康観察 遅番へ引継ぎ
18:00	水分補給	お知らせなど、遅番職員か からお伝えする場合があります。
19:00	全員降所	

※保育内容について、保育所保育指針の五領域に沿った活動を行っています。

※水分補給等は随時行っています。時間帯は各保育所、年齢によって多少異なります。

※土曜日は活動内容が平日と多少異なります。

※産休明け保育については一人ひとりの発達に応じた1日になります。

※0歳児のおむつ替えは、一人ひとりの排泄の様子によって随時行っています。

※沐浴は夏季と必要なときに行います。

※延長保育時間内の授乳は一人ひとりの状況に合わせて行います。



1・2歳児 デイリープログラム 《 保育所の1日 》

時 間	子どもの活動	備 考
7:00	延長時間保育・順次登所・あいさつ あそび	健康観察 引継ぎ
8:30	担任とあいさつ あそび（室内・外）	明るく挨拶を心がけて います。 健康観察 散歩、リズム、積み木、 絵本、遊具、手遊びなど で楽しめます。 旬の食材を使った手作り 給食です。 おやつも手作り メニューが豊富です。
9:00	手洗い おやつ、水分補給	
9:30	あそび（室内・外）	
11:00	排泄、手洗い	
11:15	給食、水分補給	
12:00	排泄、お昼寝準備 お昼寝	
14:45	めざめ、着替え	
15:00	手洗い おやつ、水分補給	
15:30	あそび（室内・外） 順次降所	
16:30	延長保育 あそび	健康観察 遅番へ引継ぎ お知らせなど、遅番職員か らお伝えする場合があります。
18:00	水分補給	
19:00	全員降所	

※保育内容について、保育所保育指針の五領域に沿った活動を行っています。

※水分補給等は随時行っています。時間帯は各保育所、年齢によって多少異なります。

※土曜日は活動内容が平日と多少異なります。



3・4・5歳児 デイリープログラム 《 保育所の1日 》

時 間	子どもの活動	備 考
7:00	延長時間保育・順次登所・あいさつ あそび	健康観察 引継ぎ
8:30	担任とあいさつ	明るい挨拶を心がけて います。健康観察
9:00	あそび（室内・外） クラス別活動 かたづけ	歌、散歩、リズム、 砂遊び、制作、鬼ごっこ 等友だちと楽しく遊びま す。
11:20	手洗い、水分補給	旬の食材を使った手作り 給食です。
11:30	給食準備、給食	
12:30	お昼寝準備 お昼寝	
14:45	めざめ、着替え	おやつも手作り メニューが豊富です。
15:00	手洗い おやつ、水分補給	
15:30	あそび（室内・外） 順次降所	
16:30	延長保育 あそび	健康観察 遅番へ引継ぎ
18:00	水分補給	お知らせなど、遅番職員か らお伝えする場合があります。
19:00	全員降所	

※保育内容について、保育所保育指針の五領域に沿った活動を行っています。

※水分補給等は随時行っています。時間帯は各保育所、年齢によって多少異なります。

※土曜日は活動内容が平日と多少異なります。





〔 保育所での生活 〕

食 育

乳幼児期の食事は、子どもの成長の基礎となる大切なものです。保育所の給食は栄養のバランスのとれた季節感のある食材を使っています。手作りで出来たてのおいしい食事づくりを心がけて、楽しい雰囲気の中、いろいろな食材を食べられるようにしています。

睡 眠

早寝・早起きは子どもの成長にとって、とても大切なことです。保育所ではお昼寝の時間を設定して、しっかりと身体を休ませるようにしています。

仲間作り

子どもたちは遊びを通して、友だちに興味や関心が出てきます。時にはけんか、ぶつかり合いをしながら相手の痛みを感じ、思いやりの心、やさしさなど、人間関係の基礎となる力を育てています。

散 歩

四季折々の自然の中を散歩し草花を摘んだり、昆虫や小動物に触れて経験・体験し、発見をする中で豊かな感性を育てていきます。散歩を通して足腰も鍛えられ、体力もついてきます。

は だ し

年齢や一人ひとりの健康状態に配慮しながら、四季を通してはだしで過ごしています。足の親指は突き出た大脳と言われます。大脳とのかかわりが深く、刺激が直接脳に伝わりバランス感覚・瞬発力が培われます。また、はだしで生活することで、『土踏まず』が発達し、歩く・走る・跳ぶ・蹴る・登るなどの動作が上手になります。

リズムあそび

子どもの発達段階を基本にしてリズムあそびを行っています。トンボ・カメ・ウサギ・スキップなどの曲をピアノや保育者の歌に合わせ、手・足・腰・腕など全身を楽しく動かしています。バランスのとれたしなやかな身体づくりや豊かな表現力を養っています。

絵 本

乳幼児期における絵本は子どもの想像力を養い、生きる力を育てるためにも大切な役割をしています。繰り返しのことばや大人のやさしい語りかけがことばを自然と覚え、感性を育てる大きな手助けをしています。お昼寝の前などのゆったりとした時間には読み聞かせを行っています。



水・砂・泥

身近にあり、自由に变化する素材であるため、子どもには夢中になれる魅力ある教材です。プリン・お団子作り・砂山・川作りなど友だちと一緒に遊ぶ中で、協力し合う気持ち・考える力・集中力もつき、手指・足腰・腕などもしっかりしてきます。

《 健康診断について 》

年間保健行事として、内科健診と歯科健診は年2回、身体測定（身長・体重）は、3歳未満児は毎月測定、3歳以上児は隔月測定を行っています。

《 保育時間 》

曜日	朝の延長保育	通常の保育時間	夕方の延長保育
月～金	7:00～8:30	8:30～16:30	16:30～19:00
土	7:00～8:30	8:30～12:00	12:00～18:00

- ※ 延長保育を希望する場合は、保育所に延長保育申請書を提出し、承認を受けてください。なお、満6か月未満の乳児は8：30～17：00までの利用となります。
- ※ 認定区分に伴う最大利用時間を越えた延長保育の利用については、延長保育料が発生します。（詳細は次の項目をご覧ください。）
- ※ 電車の遅延でお迎えが最大利用時間を越えた場合は、保育所に連絡を入れたうえで、遅延証明をもらってきてください。
- ※ 勤務が休みの日は、延長保育は利用できません。通常の保育時間内（8:30～16:30）で送迎してください。
- ※ 保育所の1日（デイリー・プログラム）は別紙のとおりです。（P4～6をご覧ください）

《 土曜保育 》

- ・勤務があり、家庭で保育ができない場合は担任にお申込みください。臨時の申し込みは、その週の水曜日までにお願いします。
- ・午後3時以降利用のお子さんには、おやつがあります。
- ・土曜利用の許可がされているお子様には、1か月ごとの記入用紙に利用時間等を記入し、提出していただきます。

《 休所日 》

日曜日、国民の休日及び12月29日～1月3日まで。
ただし、災害時で正常な保育をすることができないと市長が認めた場合は、臨時に休所することがあります。

《 延長保育 》

認定区分に伴う最大利用時間を超える利用について、以下のとおり延長保育料を設定いたします。

1. 延長保育の設定について

	保育標準時間認定	保育短時間認定
利用時間 (認定区分に伴う最大利用時間)	7:30～18:30	8:30～16:30
延長保育料の対象時間	7:00～7:29 18:31～19:00	7:00～8:29 16:31～19:00
延長保育料の月額	月額2,000円	—
〃 1回利用	100円	1時間につき100円

※保育短時間認定で月極め利用は想定しておりません。常態として延長保育に該当するような場合は、保育標準時間認定となります。

したがって、保育標準時間認定になったとしても、実際に必要な時間を超えて、11時間ずっとお子様を預かるものではありません。

突発的な事由により、短時間認定の方が延長保育を利用される場合、または標準認定の方が延長保育利用決定時間を超えて延長保育を利用される場合は、延長保育を利用する前に必ず保育所に連絡をお願いします。（ただし、19：00を超えての利用はできません。）連絡がない場合は保育所から連絡を入れさせていただくこともあります。また、臨時的な利用が続く場合は、認定変更や延長保育利用変更などもお願いします。

《 ICT システム（コドモン）の導入について 》

上尾市立保育所では、保護者の皆様との各種連絡・情報共有の効率や利便性を高めることを目的として、令和4年11月から保育ICTシステム「コドモン」を使用しています。利用には、保護者用スマートフォンアプリのダウンロードとお子様・保護者情報のご登録が必要となります。

【登録方法】

- 1 入所される保育所から、お子様の保護者用アプリの「ID」「パスワード」が記載された案内書を配布します。
- 2 案内書に沿って、保護者用アプリをダウンロードして下さい。
- 3 お子さまと保護者様の情報の登録をお願いします。

保護者情報の登録項目

アプリのダウンロード後、お子様の情報として「氏名」、「ふりがな」、「お誕生日」、「血液型」、「性別」の入力をお願いします。

※項目の一部は保育所側で入力済みの場合があります。「お子様のプロフィール写真」の追加は任意ですが、追加する場合はお子様の顔が認識できる写真をお選びください。

※上記以外の項目等もアプリ上で入力可能ですが、保育所では上記項目のみ管理しますので、それ以外の項目等を入力した場合は、保護者自身が把握するための情報としてご活用ください。

アプリ利用料

無料でご利用いただけますが、アプリ利用に伴う通信料はご負担いただきます。

対応端末

スマートフォン、タブレット、パソコン

※上記をお持ちでない方、その他ご事情によりアプリのご利用ができない方は、別途保育所までご相談ください。

SNS 利用への注意

近年の情報化技術の発展により、個人に関する情報の公開は非常に慎重に行うべきで、自分以外の家族や他人の個人に関する情報を、本人の許可なく掲載することは、厳に慎まなければなりません。そのため、コドモンで得た情報や写真などを SNS 等へ投稿する行為は控えるようにご協力お願いいたします。

【各種機能】

- ・お知らせ配信機能（施設からのおたより）
- ・出欠・お迎え連絡機能（出欠・お迎えの連絡）
- ・アンケート機能（行事や懇談会などの参加希望日の集計）
- ・写真販売機能（アプリ上での写真の購入）
- ・登降園管理システム（登降園の打刻システム）
- ・連絡帳機能（家庭での様子、園での様子を情報共有）
- ・成長の記録（身長・体重）
- ・資料室（施設からのおたよりの保管）

※アプリの各機能については別途資料にてご案内いたします。

《 写真販売（そだちえ）について 》

オンライン写真販売サービス「そだちえ」を導入しております。園での様子や行事の写真を閲覧・購入できます。利用には、会員登録が必要になります。詳細は資料を配布（アプリ登録・写真の同意書）いたします。

《 紙おむつ等サブスクサービスについて 》

保護者の負担軽減等を目的として、ご家庭からオムツを持参することなく保育所が発注・保管する紙おむつとおしりふきを定額で利用できるサービス「おむつのサブスク」（希望者）を導入しております。

《 幼児教育・保育の無償化及び給食費(主食・副食費)の実費徴収について 》

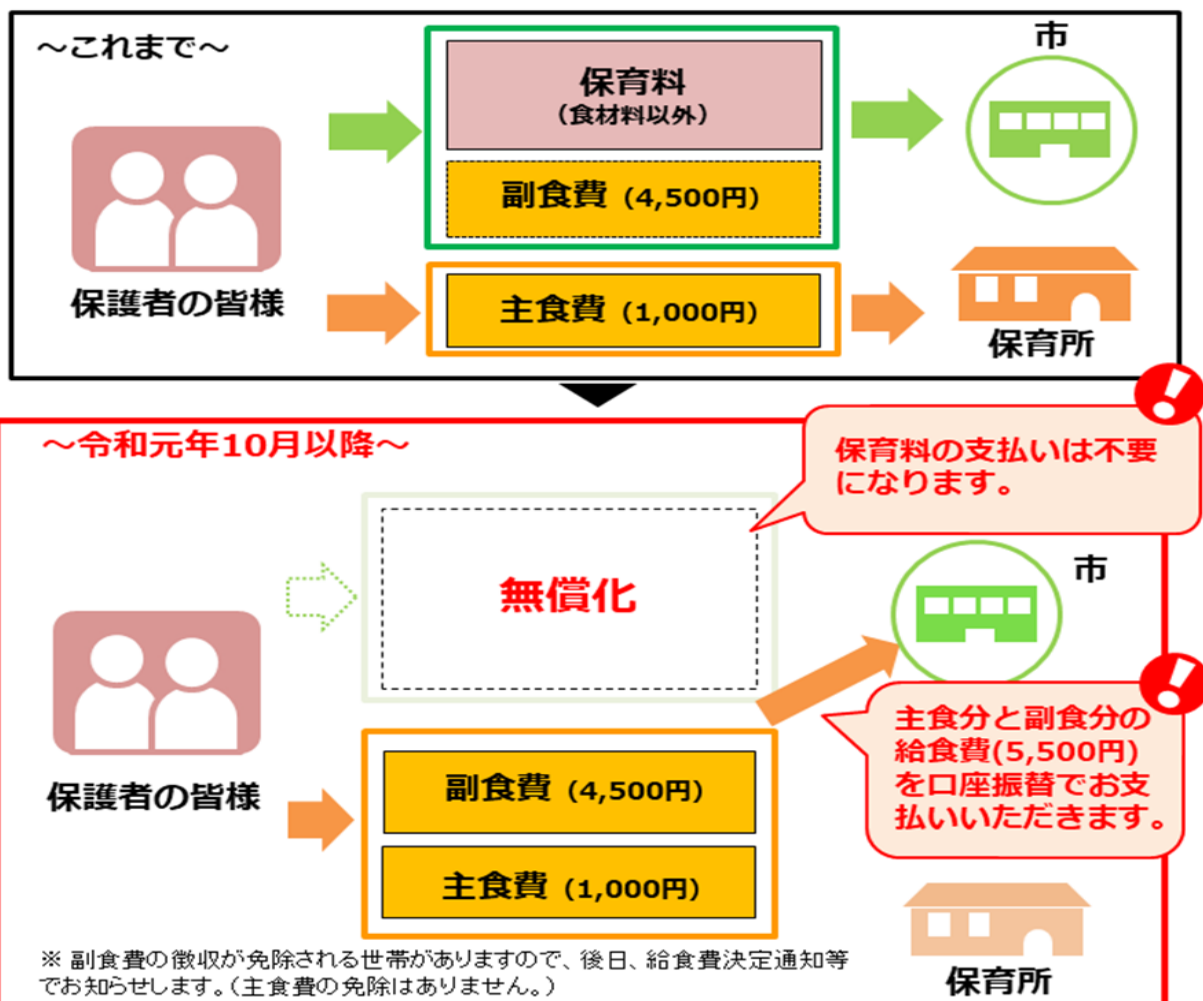
令和元年 10 月から、保育所等では、3～5歳児クラスに在籍するお子様については、幼児教育・保育の無償化に伴い、保育料をお支払いいただく必要がなくなりました。また、0～2歳児クラスに在籍するお子様で、住民税非課税世帯についても、保育料が無償化となりました。

但し、3～5歳児クラスについては、主食費に加え、これまで保育料に含まれていた給食の食材料にかかる費用（副食費）については、保護者の皆様のご負担となります。公立保育所では、主食分(1,000 円)と副食分(4,500 円)を併せた給食費（5,500 円）をお支払いいただくことになります。

給食費は、保育料でご登録いただいている口座から振替をさせていただきます。なお通帳への印字は「保育料」となりますが、ご了承ください。（同意書に記入していただきます。）

※給食費のうち副食費の徴収が免除となる世帯がありますので、該当する方には保育課からお知らせします。（主食費の免除はありません。）

※食材発注の都合があるため、事前に欠席がわかる場合は、欠席の6日前（閉園日は除く）までに保育所長へ申し出てください。減額になる場合があります。（詳しくは保育所長までご相談ください。）



《 服装・持ち物について 》

主な持ち物としては

- 手拭きタオル（クラスによってループ有・無など形状が異なります。また、保育室のお手拭きタオルとトイレ用タオルは、毎日取り替えてください）
- 着替え（上下各数組）…着脱しにくい服（ロンパース、フード付きやひも付きの服、つりズボン、スカート、タイツなど）は避けてください。
- 汚れものを入れる袋…スーパーの持ち手つきビニール袋で構いません
- お昼寝用ベッド専用シーツ、タオルケット、毛布 など
- 避難靴をお預かりします（災害時に使用します。幅広のゴムでまとめてください）
- すべての持ち物の見やすい箇所に、大きくはっきりと必ず名前を書いてください。

《 慣れ保育について 》

お子様が新しい環境にスムーズに慣れるよう、入所当初の約1週間から2週間を目安に保育時間を短縮して保育を行います。お子様の状況や年齢により時間及び期間は多少異なりますので、保育所と十分話し合い、ご家族やお勤め先とよく調整していただき、ご協力くださいますようお願いいたします。

《 その他 》

- お昼寝用ベッド専用シーツは、金曜日に外しますので、洗濯をして月曜日にお持ちください。
- 外用の靴も金曜日に返却いたしますので、洗って月曜日にお持ちください。
- 市内巡回絵本「あっぴいぶっくる」が2歳保育室廊下にありますのでご利用ください。（1冊ずつの貸出で、台帳に記入し、翌日にご返却をお願いします）
- 1歳児より、クラス別カラー帽子を着用しています。（個人負担）
- 集金袋（延長保育料・杉の子会費など）は、保護者の方が1階事務室前の集金用ポストへ投入してください。
- 緊急の場合（お子さまの急な病気やケガなど）の連絡先は、『健康の記録』（オレンジ色の表紙）に記入された優先順位で行います。



《 保育所給食について 》

【給食内容について】

※給食の提供

	午前おやつ	昼食	午後おやつ
0, 1, 2 歳児クラス	○	○	○
3, 4, 5 歳児クラス		○	○

※0, 1, 2 歳児クラスは完全給食です。(保育料に含まれます。)

※3, 4, 5 歳児クラスも完全給食ですが、実費徴収となります。

【給食の献立について】

※献立表は、前月 25 日を目安にコドモンで配信します。

※公立保育所は統一献立になっています。(毎月 1 回、保育課栄養士、保育所長、調理担当者、保育士、看護師が給食打ち合わせ会を行い決定しています。)

※栄養のバランスをとるため、出来るだけ多くの食品を組み合わせるようにしています。

※旬の食材、行事食を取り入れています。

※薄味で自然の味を生かした調理を心がけています。

【家庭でのお願い】

朝食は、必ず食べてから登所させていただきますようお願いします。

【食材喫食チェック表について】

公立保育所では「安全でおいしい給食」の提供を行う中で、いろいろな食材を使用しております。安心・安全な給食を進めていくために、実際に給食で使用している食材を載せた「食材喫食チェック表」が健康の記録の最終ページにあります。半年ごとに家庭での喫食状況も定期確認させていただきます。

【食物アレルギーの対応について】

食物アレルギーに伴い、食品の除去や緊急時に備えた処方薬の預かりが必要な場合は、お申し出ください。除去食は完全除去が基本となります。

- ・5歳児（年長組）はクッキング保育を楽しみ、食に対する関心を育てています。
- ・全職員が毎月細菌検査をしています。（調理員、所長、主任保育士は毎月2回）
- ・事務室前にサンプル写真がありますのでご覧ください。
- ・毎回、給食・おやつの前に所長（主任保育士）が検食を行い、味付けや異物混入について確認しています。また、各クラス担任が持ち回りで子どもたちの食ベ具合などを記録して、給食研究会などに反映しています。





保 育 所 と く す り

新しい環境での生活が始まり、お子さんは精神的に不安定な状態になりがちです。熱が出たり、食欲がなくなったり、機嫌が悪くなったりします。ご家庭においても健康管理には十分気を配ってあげましょう。

保育所は、楽しく元気に遊ぶところです。
原則としてくすりはお預かりできません。



（日本保育園保健協議会では、下記の規定が示されています。これに沿って与薬致しますのでご協力をお願いいたします。）

＊お子さんのくすりは、本来は保護者が登所して与えていただくものですが、やむを得ない理由で保護者が来所できないときは、保護者と保育所で話し合いの上、保育所の担当者が保護者に代わって与えます。この場合は万全を期するため「与薬票」に必要事項を記載し、くすりに添付して職員に手渡してください。

＊くすりは、お子さんを診察した医師が処方し調剤したもの、あるいはその医師の処方によって薬局で調剤したものに限り、保護者の個人的な判断で持参したくすりは、保育所としては対応できません。また頓服についても判断が難しいため対応できません。
長期に続けて飲まなければならないくすりの場合はご相談ください。



＊診察を受けるときは、保育所に通っていることを伝えてください。また保育所では原則としてくすりの使用ができないことを医師に伝えてください。

＊1日3回飲ませるくすりは、「朝」・「保育所から帰ってからすぐ」・「寝る前」の3回に、または「朝」と「夜」の2回にしてもらえるように医師に相談してください。

＊時間で飲ませるように指示された時（4時間おき、6時間おきなど）は、症状が重い状態なので、できるだけ家庭でゆっくり休ませるようにしてください。

【やむを得ず「くすり」を持参する場合】

- 1、必ず与薬票に記入し、処方されたくすりに添付してください。
- 2、くすりは1回ずつに分けて、袋や容器にお子さんの名前を記載して、当日分のみ職員にお渡しください。
- 3、薬剤情報提供書がある場合は、その写しを添付してください。
- 4、コドモンの連絡帳機能や又は口頭で、重ねてくすりがあることを必ず担任にお知らせください。
- 5、くすりは事務室で一括管理します。



保 育 課

《 健康管理について 》

年間保健行事

内科健診・・・年2回
歯科健診・・・年2回

身体測定（身長・体重）
3歳未満児…毎月測定
3歳以上児…隔月測定

嘱託医の先生

内科医名…あげお第一診療所
Tel 726-2765
（医師名：関根 威）

歯科医名…ほんだ歯科
Tel 772-8779
（医師名：本多 勇一）

AED を設置してあります
職員は全員AEDの取り扱い
講習を受けています

コドモンの連絡帳機能でお子さんの健康状態をお知らせください

睡眠時間、朝食、排便、体温を記入していただき健康確認をしております。いつもとお子さんの様子が違うときは、連絡帳機能又は口頭で必ず職員にお知らせください。

こんな時は連絡をします

発熱や嘔吐、ひどい下痢など具合が悪くなったとき、感染症が疑われるとき、明らかにいつもの様子と違うときなどお子さんの症状によっては連絡をいたします。お迎えをお願いする場合があります。連絡先は明確にお知らせください。

感染症疾患が発生したとき

水痘、風疹、おたふく風邪などが発生したときは、各クラスに掲示します。また、家庭内で法定伝染病や感染症などが発生した場合は速やかに保育所に連絡をしてください。（子どもがかかりやすい感染症は P17～P18をご覧ください）

くすりについて

原則としてお預かりすることはできません。やむを得ない場合のみ、1回分をお預かりします。薬は、それぞれに名前をつけて与薬票に記入し、薬剤情報提供書を添えて、職員に渡してください。

予防接種について

集団生活なので、体調の良いときに予防接種を早めに受けるようにしましょう。接種した時は、担任にお知らせください。（接種日はなるべく安静にしましょう）

熱性けいれん、てんかん、腕が抜けやすい、アレルギー体質、小児喘息など

日常生活において、注意または配慮等を必要とすることがありましたら、所長または担任にご相談ください。

保育所でのケガ…急病…のとき

保護者に連絡し、医師に診てもらいます。連絡がつかない場合、その処置については医師に一任しますのでご了承ください。また、万一の事故に備えて、日本スポーツ振興センターの災害給付金制度に加入いただいています。

保育中及び登所時・降所時の子どもの事故は、この給付金制度の対象になります。掛金は市と保護者で負担しており、保護者の負担金は年間240円です。

「災害共済給付制度」について

保育所の管理下でけがをして医療機関を受診した時

原則

窓口支払総合計が、
¥1,000 以上だった場合



(独)日本スポーツ振興センターの医療費給付を申請する。

概要

保育所の管理下における児童の災害(負傷、疾病、障害又は死亡)が発生したときに、災害共済給付金(医療費、障害見舞金、死亡見舞金)の支給を行うもので、その運営に要する経費を、国・保育所設置者(上尾市)・保護者の三者の負担による互助共済制度です。

給付対象

保育所管理下(登所、降所時含む)におけるけがにより、医療機関にかかり、その窓口支払総合計が ¥1,000 以上(再診分合算、薬剤費含む。保険外費用は対象外)である場合。

給付額

医療費総額の自己負担分(2 割)を一度窓口でお支払いいただきますが、後日、指定口座に医療費総額の 4 割が支給されます。

◎例：初診料、再診料及び薬剤費を含む医療費総額が ¥5,000 であった場合

(医療機関で)保護者には、自己負担分の ¥1,000(2 割)を窓口でお支払いいただきます。

(後日振込で)センターから、自己負担分 ¥1,000 + お見舞金 ¥1,000 = ¥2,000

(総額の 4 割)が支給されます。

※その他、障害見舞金、死亡見舞金の給付があります。

掛金

児童 1 人の掛金は年間 365 円ですが、保護者の掛金は 240 円です。設置者が 125 円負担します。

例外

窓口支払総合計が、
¥1,000 未満だった場合

上尾市「こども医療費」の支給を申請する。

上尾市「こども医療費」とは…

概要

こどもが、医療機関などで保険診療を受けた場合、自己負担した医療費の一部を助成する制度です。15 歳に達する日以降の 3 月末日まで対象になります。

支給対象

各医療保険制度の自己負担額

※ 保険外費用は支給対象外です。詳しくは、上尾市子ども支援課にご確認ください。

請求方法

- ① 上尾市子ども支援課で「こども医療費受給資格証」の発行を受けてください。
- ② 診療月の翌月以降に所定の申請書と領収書を上尾市子ども支援課に提出してください。後日、指定口座に振り込みます。

◎お願い◎

- ① 医療機関への再診の付き添いは保護者の方をお願いしております。保育所の人員にも限りがありますので、ご理解とご協力をお願いいたします。
- ② 市の条例により、原則的にこども医療費助成制度を適用せず、一度窓口払いを行っていただきます(「(独)スポーツ振興センター」の欄参照)。
- ③ 治癒後、窓口支払総合計が ¥1,000 未満だった場合は、領収書が必要となりますので、保存しておいてください(「上尾市こども医療費」の欄参照)。

※ 医療機関の窓口支払い額にかかわらず、選定療養費(高度・専門医療を行う 200 床以上の病院を受診するときに係る費用)は、スポーツ振興センター医療費給付・こども医療費いずれも対象とはなりません。

予防接種のお願い

保育所は、免疫のない0歳から就学前の6歳までのお子さんが、集団で生活をしており、ひとは病気にかかってはじめて免疫ができますが、感染力の強いものにかかると重症化してしまう病気もあります。安心して保育所生活ができますよう、また、お子さんの健康を守る意味からも予防接種を受けていただくようご協力をお願いいたします。

指定された予防接種は、対象年齢の間は無料で受けられます。

詳しくは保健センターにお問い合わせください。

(上尾市東保健センター 電話：048-774-1414)

受けていただきたい予防接種

四種混合

ヒブ

小児用肺炎球菌

BCG

麻疹風疹混合 (MR)

日本脳炎

水痘

B型肝炎

ロタウイルス



子どもがかかりやすい感染症

病名	主な症状・特徴	潜伏期間	登園のめやす
麻疹 (はしか)	高熱、咳、鼻水、結膜充血、目やに、発しんが出る。	8～12 日	解熱後 3 日を経過していること。
インフルエンザ	突然の高熱、全身倦怠感、食欲不振、鼻水、咳、のどの痛み、関節痛、筋肉痛がある。	1～4 日	発症した後 5 日を経過し、かつ解熱した後、3 日を経過していること。(乳幼児の場合)
風しん	発熱、発しん、リンパ節の腫れ。	16～18 日	発しんが消失していること。
水痘 (水ぼうそう)	発しんは、体幹から全身に現れ水疱となり、その後かさぶたになる。	14～16 日	すべての発しんがかさぶたになっていること。
流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	発熱、唾液腺(耳下腺・顎下腺・舌下腺)が腫れ痛む。	16～18 日	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫れが現れてから 5 日を経過し、かつ全身状態が良好になっていること。
結核	慢性的な発熱(微熱)、咳、疲れやすさ等。	3 か月～ 数 10 年	医師により感染のおそれがないと認められていること。
咽頭結膜熱 (プール熱)	高熱、扁桃腺炎、結膜炎。	2～14 日	発熱、充血などの主な症状が消失した後 2 日を経過していること。
流行性角 結膜炎	目が充血し、目やにが出る。	2～14 日	結膜炎の症状が消失していること。
百日咳	特有の咳(コンコン、ヒューヒュー)が特徴で長期に続く。夜間に悪化する。	7～10 日	特有な咳が消失すること又は 5 日間の適正な抗菌薬による治療が終了していること。
腸管出血性 大腸菌感染症 (O157 等)	水様の下痢便や腹痛、血便。	ほとんどの大腸菌 10 時間～6 日 O157 は主に 3～4 日	医師において感染のおそれがないと認められていること。
急性出血性 結膜炎	強い目の痛み、目の結膜の出血、目やに。	ウイルスの種類によって、 平均 2 4 時間 または 2～3 日と差がある	医師により感染のおそれがないと認められていること。
侵襲性髄膜菌感染症	発熱、頭痛、嘔吐。	4 日以内	医師において感染のおそれがないと認められていること。
溶連菌感染症	発熱、のどの痛み・腫れ、舌が莓状に赤く腫れる、全身に発しん。	2～5 日	抗菌薬内服後 24～48 時間経過していること。
マイコプラズマ 肺炎	咳、発熱、頭痛などのかぜ症状が進行し、咳が長引く。	2～3 週	発熱や激しい咳が治まっていること。
手足口病	水疱性の発しんが、口の中や手足の末端にできる。	3～6 日	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること。
伝染性紅斑 (りんご病)	発熱、倦怠感、頭痛、筋肉痛が現れ、頬が赤くなり、手足に網目状の発疹が出る	4～14 日	全身状態が良いこと。

ウイルス性 胃腸炎 ノロウイルス感染症 ロタウイルス感染症	嘔吐、下痢	ノロウイルス 12～48 時間 ロタウイルス 1～3 日	嘔吐・下痢等の症状が治まり、普段の食事がとれること。
ヘルパンギーナ	高熱、咽頭痛、のどの奥に水疱ができ、潰瘍となる。	3～6 日	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること。
R S ウイルス 感染症	発熱、鼻水、咳などかぜ症状が重症化し、ゼーゼーと呼吸が苦しくなる。	4～6 日	呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと。
帯状疱疹	小さい水疱が神経にそった形で片側に現れる。軽度の痛み、違和感、かゆみ。	不定	すべての発しんがかさぶたになっていること。
突発性発しん	3 日間程度の高熱の後、解熱とともに発しんが出て数日で消える。	9～10 日	解熱し機嫌が良く全身状態が良いこと。
アタマジラミ症	吸血部分にかゆみ	10～30 日 卵は 7 日で孵化	駆除を開始していること。
疥癬 (かいせん)	かゆみの強い発しん、手足等に線状の隆起した皮しん。 (疥癬トンネル)	約 1 か月	感染する事も考えられるため、医師において感染のおそれがないと認められていること。
伝染性軟属腫 (水いぼ)	白から淡紅色の丘しんで、大きくなると中央にくぼみがある。	2～7 週	伝染性軟属腫(水いぼ)から滲出液が出ているときは被覆すること。
伝染性膿痂しん (とびひ)	湿しんや虫刺されなどをかきこわし、細菌感染を起こし、水ぶくれ、びらん、かさぶたができる。	2～10 日 長期の場合もある	病変部を医師から処方された外用薬で処置し被覆すること。
B 型肝炎	ウィルスが肝臓に感染し、炎症を起こす。	急性感染 45～160 日 (平均 90 日)	医師において感染のおそれがないと認められていること。
新型コロナウイルス 感染症	発熱、呼吸器症状、頭痛、倦怠感、消化器症状、鼻水、味覚異常、嗅覚異常	約 5 日間	発症した後 5 日を経過し、かつ、症状が軽快した後 1 日を経過していること。 ※無症状の感染者の場合は、検体採取日 0 日目として、5 日を経過すること。
ヒトメタニューモ ウイルス感染症	咳、鼻水、発熱などから、一部、気管支炎や肺炎をきたすことがある。	4～6 日	発熱、咳などの症状が安定し、全身症状が良いこと。
デング熱	突発の発熱、頭痛、眼窩痛、筋肉痛、関節痛、発しんなど。	2～14 日	回復し、全身状態が良いこと。

※感染症にかかったまたはその疑いがある場合は、子どもの体調ができるだけ速やかに回復するように完治するまで休ませ、再登所する時は医師の診断に従いましょう。

《 緊急時・災害時の対応について 》

市立保育所では、災害時情報配信は、コードモンを利用して情報を提供しています。また、災害伝言ダイヤルの設定や避難場所についても、各保育所でお知らせします。

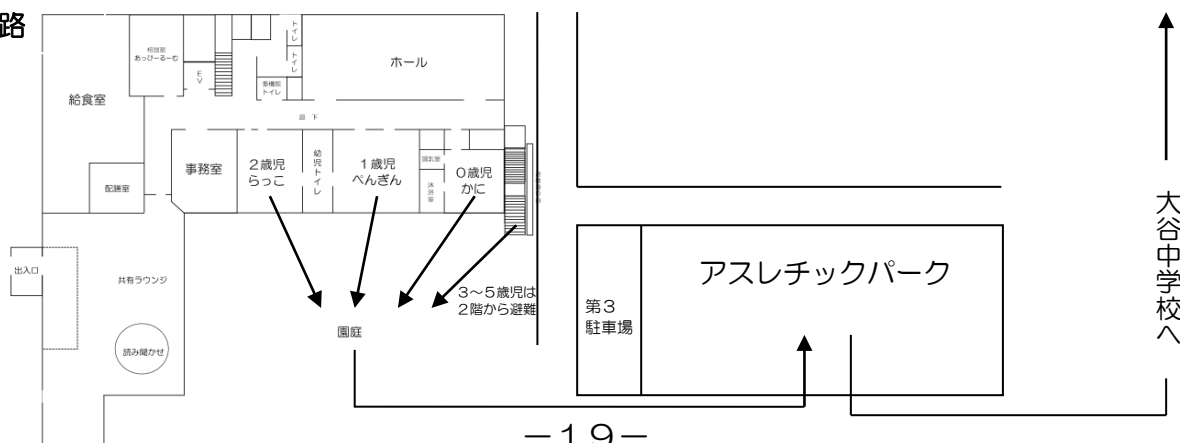
《 災害時における緊急避難場所について 》

大災害・大地震発生時

- ① 保護者の方がお迎えに来るまでは、大谷西保育所で待機しています。
 - ② 万一、保育所の建物に被害が及んだ時、アスレチックパークに一時避難します。
 - ③ その後、大谷中学校に避難します。子どもは保護者の方がお迎えに来るまで、保育者と一緒に待機しています。
- ◎ 各家庭より、避難靴を準備していただきます。

災害が起きた場合		
避難場所	1 大谷西保育所・アスレチックパーク	電話 048-725-1200
	2 大谷中学校	電話 048-781-9080
市役所	1 上尾市役所	電話 048-775-5111
	2 保育課	電話 048-775-5044
		電話 048-775-5121
災害用伝言ダイヤル	局番なし 171 災害によって電話がつながりにくい状況の時に安否確認や伝言の録音、聞くことができる	録音する場合 「171」をダイヤル ・音声に従って「1」をダイヤル ・保育所の電話番号 「048-725-1200」をダイヤル→「1」→「#」 ・伝言内容を録音する→「#」 聞きたい場合 ・「171」をダイヤル ・音声に従って「2」をダイヤル ・保育所の電話番号 「048-725-1200」をダイヤル ・伝言内容を再生する

避難経路



《 風水害等の災害時における臨時休園の基準について 》

近年豪雨や台風など風水害による甚大な被害が発生している状況が続いており、子どもの安全を第一に考えるとともに、保護者や保育従事者などの安全も守るため、「風水害等の災害時における臨時休園の基準」を策定しております。この基準に基づき、臨時休園をする場合があります。

また臨時休園決定後に、翌日の保育の代替措置に関しても設定し、災害時において社会的要請の強い職種に限定した保育の受け入れを行います。

※詳しくは、「災害時における代替保育のご案内」をご覧ください。各保育所・保育課までお問い合わせください。

①臨時休園を行う際の判断基準

基準	防災情報発令時の対応について
対象となる施設	市内全ての認可保育施設
運用開始日	令和2年10月15日
対応方針の位置付け	風水害など予期可能な災害発生時の臨時休園の措置を明示。 (意思決定は保育実施主体である上尾市)
防災情報発令時の対応 (災害前日)	・市が警戒レベル5相当の自治体防災情報「災害発生情報」が発令されると事前に判断した場合は、市が決定のうえ休園する。 ・市が警戒レベル4相当の自治体防災情報「避難指示(緊急)」・「避難勧告」が発令されると事前に判断した場合は、市が決定のうえ休園する。 ・JR東日本が翌日の計画運休を発表した場合は、市が決定のうえ休園する。 ※いずれの場合も休園決定後に、翌日の保育の代替措置の申請受付を行う。
防災情報発令時の対応 (災害当日)	・市が警戒レベル5相当の自治体防災情報「災害発生情報」が発令されると判断した場合は、市が決定のうえ休園する。 ・市が警戒レベル4相当の自治体防災情報「避難指示(緊急)」・「避難勧告」が発令されると判断した場合は、市が決定のうえ休園する。 ・警戒レベル3相当の自治体防災情報「避難準備・高齢者等避難開始」が発令された場合は、各園で判断し、市に連絡したうえで、休園・降園する。 ※これ以外の場合でも、浸水想定区域に指定されている保育施設は、災害情報や保育士配置などの状況により、市と協議のうえで、休園・降園措置をとることも可能とする。

◇自治体防災情報発令時以外の対応について

- ・市は、災害前日にJR東日本の計画運休が発表された場合も休園の措置をとる。
- ・浸水想定区域に指定されている保育施設（畔吉、ころぼっくる第二、泉の森、つつじが丘）は、災害情報や保育士配置などの状況により、市と協議のうえで、休園・降園措置をとることも可能とする。

②保育の代替措置

項目	内容
代替保育の実施	市内の全ての認可保育施設に対して、災害前日に市が臨時休園を決定した場合のみ実施する。
保育の代替施設	上尾市立原市保育所（定員 10 名） 上尾市立上尾西保育所（定員 10 名）
代替保育の申込受付	- 災害前日の臨時休園決定後、代替施設において、申込受付を行う。 ※災害当日の申込受付は行わない。 ※定員に達した時点で締め切る。 ※前日の臨時休園の判断が日曜日、祝日になる場合は、事前受付ができないため、翌日の代替保育は実施しない。
代替保育の対象	- 災害発生の状況下に仕事をしなければならない「防災関係者（消防署、自衛隊、避難所設置に携わる公務員）」や「医療関係者」、「警察官」、24 時間体制の「高齢者施設」、「障害者施設」に勤務されている方で、いずれもご夫婦で勤務しなければならない家庭やひとり親家庭とする。 ※なお、災害時でも送迎ができる家庭に限る。
代替保育の要件	- 事前に市保育課に登録している子ども ※事前の登録は毎年必要となります。
対象年齢	1 歳児クラス在籍児童～
保育時間	8 時 30 分～17 時 00 分
持参するもの	弁当、おやつ、水筒、着替え（おむつ）、汚れもの入れ用ビニール袋、バスタオル お昼寝用シーツ、上掛け など
その他	災害状況によっては、保育の代替措置を実施しない場合もある（前日判断）。

《 保育所への連絡について 》

- ・保育所では、コドモンでの連絡は、午前 9 時、午後 2 時～3 時の間、午後 4 時に確認いたします。
- ・欠席・遅刻は、午前 9 時までにコドモンまたは電話で必ず保育所へ連絡してください。連絡が無く登園していない場合は、電話で確認をさせていただきます。
- ・仕事や急用でお迎えが遅くなる時は、コドモン又は電話で連絡してください。コドモンでは午後 4 時までにお願いします。それ以降は電話での連絡をお願いします。

《 個人情報について 》

- ・お子さんやご家族の個人情報取り扱いには十分気をつけております。配布物や掲示物に個人情報が流出しないように十分注意し、個人情報の持ち出しを禁止し、また知り得た情報を他に漏らすことのないようにしております。
- ・保育の研修で使用するため、児童の普段の様子をビデオや写真で撮影をすることがあります。また保育所での行事や様子なども保護者に見ていただくため写真撮影し、クラスや廊下に掲示させていただくことがあります。
- ・行事など個人で撮影したものは、その後の取扱いに注意してください。
- ・写真について、支障のある方は申し出てください。

《 送迎について 》

- ・送迎は保護者の責任でお願いします。やむを得ず代理の方が迎えに来られる場合は、前もって保育所へお知らせください。**（中学生以下の児童による送迎は、できません）**
- ・登所した時は、必ずお子様を職員に託し、降所する時は、職員に声をかけてお子様をお引き取りください。
- ・複合施設のため、思いやり駐車場（車いすマーク）は必要な方が優先的に使えるようご協力をお願いします。
- ・送迎時は混みあいますので、すみやかに移動をお願いします。また地域の方には迷惑をかけないようにマナーを守ってください。
- ・入出庫の際は一方通行にご協力ください。
- ・駐車場の混雑で認定時間（標準・短時間）を過ぎる場合はご連絡ください。
- ・行事の時のみ第 3 駐車場を開放しますが、台数に限りがございますのでご協力をお願いします。
- ・駐車場内での事故・トラブルについては（車上狙いも含む）責任を負いかねます。
- ・自転車で送迎の方は、駐輪場をご利用ください。
※車上荒らしの被害が多発しています。貴重品等は車内に置かず、必ず身につけて送迎してください。

《 防犯について 》

- ・送迎時はインターホンを使い、保育所入り口の自動ドアを開閉します。インターホンを押す際は、必ず保護者の方が行ってください。
- ・夕方と土曜日の延長保育は、防犯のため、使わない部屋は施錠します。
- ・防犯訓練を行っています。

《 電話相談 》

市立保育所では、子育てに関する不安や悩みをお持ちの保護者を対象に、保育士による育児相談を行っています。睡眠・食事・身体発達・言語・情緒など日ごろの子育ての中で心配なことがありましたらご利用ください。

相談日・時間：毎週月曜日から金曜日 午後1時～3時まで

《 意見・要望について 》

保育所を利用するにあたり、保育所が提供するサービス（保育所が行う保育内容）について、お気づきのこと、改善して欲しいことがございましたら、遠慮なくお申し出ください。保育所では「利用者の意見・要望等の相談解決実施要領」に基づき、中立公正に対処いたします。また意見箱を設置し、電子メール用の「e－意見箱」アドレスs172300@city.ageo.ig.jpより、利用者の皆様からご意見等を伺っております。

苦情解決担当は下記のとおりです。なお苦情解決第三者員の立ち合い、相談が必要な場合は、保育所主任保育士、保育所長に連絡先をお尋ねください。

- | | |
|-------------|-------------------|
| ・ 苦情受付担当者 | 保育所主任保育士 |
| ・ 苦情解決責任者 | 保育所長 |
| ・ 苦情解決総括責任者 | 上尾市 保育課 |
| ・ 苦情解決第三者委員 | 小杉 道郎 甲原 裕子 鈴木 宏明 |

《 第三者評価 》

市内の公立保育所では年に3園ずつ、外部の評価機関に依頼をし、保育内容等の評価を受けています。結果は埼玉県のホームページに掲載されています。

《 保育所の自己評価 》

保育所では、自らの保育を職員間で振り返ることにより、乳幼児期の子どもの成長・発達を支える保育の専門機関として、一人ひとりの子どもへの理解を深め、保護者との信頼関係を築き、保育の質の向上を図る目的で行っています。

《 職員の研修について 》

保育所に求められている質の高い保育・多様な保育ニーズへの対応・子育て支援サービスに、職員の自己学習や保育活動での経験及び研修を通して深められた知識や技術・並びに人間性が実践として活かされるよう、仕事での研修、また、個人で休暇を利用した研修等に参加し、自己研鑽に努めています。

＜公の主催研修＞

市役所主催研修・保育課主催研修・領域別保育内容研修
県保育士会研修・社会福祉協議会研修 など

＜保育所学習会＞

安全委員学習会・救急法・自主学習会 など

＜専門家による巡回相談＞

年数回専門家が保育所を巡回し、保育方法のアドバイスを受け、実践に役立てています。

《 小学校との連携 》

保育所保育指針に基づき、保育所に入所している子どもの就学に際し、子どもの育ちを支えるための資料を保育所から就学先となる小学校に「保育所児童保育要録」として送付いたします。これは、保育所での子どもの育ちを、それ以降の生活や学びへとつなげるもので、学校において子どもの育ちを支え、子どもの理解を助けるものとなる資料です。また、年長児は接続期プログラムに沿って、近隣の小学校と交流を行っています。

《 赤ちゃんの駅の設置 》

『赤ちゃんの駅』とは、誰でも自由におむつ替えや授乳が行えるスペースの愛称です。上尾市内の公共施設には『赤ちゃんの駅』が設置されています。大谷西保育所にも設置されており、赤ちゃんのおむつ替え用マットが用意してあります。

《 子育て支援制度 》

★ あげおファミリー・サポート・センター

保育所開所時間内に送迎できない方など、利用できます。

上尾市大字平塚724番地（上尾市社会福祉協議会内）

☎048-777-0941

★ 発達支援相談センター

子育ての悩み、発達の心配について保健師・保育士が相談に応じています。

☎048-725-3373



《 病児・病後児保育について 》

上尾市では、病気のお子さんを保護者の方に代わって保育する病児・病後児保育を行っています。現在病児・病後児保育所2か所、病後児保育室2か所 合計4か所の施設があります。病気の症状（急性期、回復期）によって実施施設が異なります。※詳しくは「病児・病後児保育事業のお知らせ」をご覧ください。各保育所・保育課までお問合せください。

（病児・病後児保育施設）

医療機関併設のため、病気の急性期から回復期までお預かりできます。

※開設日時：月曜日～金曜日 午前8時30分～午後6時

8時30分には、医師の診断があります。

かわかみこどもクリニック《オープンセサミ》

・上尾市藤波3-187 TEL：048-789-3116

・受入年齢：生後6か月から

さくらクリニック《どんぐりルーム》

・上尾市大字上尾村542-1 TEL：048-871-8630

・受入年齢：生後6か月から

（病後児保育施設）

保育園併設のため、看護師が常駐し、病気の回復期のお子様をお預かりします。

※開設日時：月曜日～金曜日 午前8時～午後6時

ころぼっくる保育園《たんぽぽ》

・上尾市小泉5-7-4 TEL：048-771-2701

・受入年齢：生後7か月から

ゆうゆうくじら保育園《くじらのおうち》

・上尾市原市3870-1 TEL：048-721-3781

・受入年齢：生後2か月から

《 休日保育について 》

上尾市では、私立保育園2か所（保育園アミ・クレイシュ、うぐす保育園上尾春日）で休日保育を実施しています。対象児童は1歳児クラス（4月1日時点で満1歳以上）から小学校就学前までの児童です。

（利用できる曜日と時間）

曜 日：日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日

ただし年末年始（12月29日から1月3日）を除く

時 間：（保育標準時間認定の場合）午前8時00分～午後6時00分まで

（保育短時間認定の場合） 午前8時30分～午後4時30分まで

※日曜から土曜日までの1週間において、平日及び土曜日の利用と合わせ、6日間の利用の範囲に限りです。休日保育を利用した場合は、平日又は土曜日1日保育所はお休みしていただくようになります。

（利 用 料） 通常保育の保育料に含まれます。

（定 員） 10名

（利用方法） 実施保育園に直接登録申請をしてください。その際、勤務証明書が必要となります。

利用登録・利用予約・お問い合わせ

保育園 アミ・クレイシュ

・上尾市浅間台1-18-30 TEL048-777-0234

うぐす保育園 上尾春日

・上尾市春日1-21-7 TEL048-770-0880

急病の時

上尾市医師会平日夜間・休日診療所で行っています。

【所在地】 上尾市緑丘2-2-27 ☎ 774-2661

上尾市東保健センター内 2階

★小児科・内 科 （外科は休日のみ）

平日夜間診療 （月～金曜日＜祝日を除く＞）

【診療時間】 20:00～22:00 ※受付時間20:00～21:30

休日診療 （日曜日・祝日・年末年始）

【診療時間】 9:00～12:00 ※受付時間11:30まで

13:00～16:00 ※受付時間15:30まで

★小児救急電話相談の紹介

埼玉県救急医療情報センター 県民案内電話番号 ☎048-824-4199

24時間、県民の皆様に身近な医療機関をご案内しています。

小児救急電話相談

子どもの急病時（発熱・下痢・おう吐など）の家庭での対処方法や必要性について看護師が電話で相談に応じる＃（シャープ）8000があります。

☎＃8000

中毒110番

中毒110番は、化学物質（タバコ）、家庭用品など）医薬品、動植物の毒などによって起こる急性中毒について、市民からの電話による問い合わせに対して情報提供しています。

利用するときは、

① 何をどのくらい飲んだか（商品名、メーカー名など）

② 飲んだ時刻

③ 現在の子どもの様子・状態を伝えられるようにします。

（財）日本中毒情報センター

次のような場合には、保育所又は保育課に届出をしてください。

1. 家族の状況に変更があった場合の届出

	内容	提出書類	提出期限
①	住所の変更	支給認定変更申請書	変更を適用 させたい月の 前月20日 まで。
②	氏名の変更	支給認定変更申請書	
③	家族構成に 変更がある 場合	妊娠・出産	
		支給認定変更申請書	
		母子手帳の出産(予定日)が分かるページのコピー	
		結婚	
		支給認定変更申請書	
		①配偶者の就労証明書 ②配偶者の住民税課税証明書	
		離婚	
		支給認定変更申請書	
		調停中の場合…事件係属証明書または夫婦関係等 調整調停申立書(裁判所の印があるもの)	
		同居家族増	
		支給認定変更申請書	
		死亡	
		支給認定変更申請書	
	税額(所得税・住民税)に 変更があった場合	支給認定変更申請書	
	勤務内容(会社、勤務場 所・時間・日数)が変わっ たとき	支給認定変更申請書と就労証明書 ※利用時間(保育標準時間・保育短時間)の変更を希望する場合は、申請 書にその旨を記入	
	育児休業を取得・復帰した	取得…休業期間が明記された就労証明書 復帰…就労証明書	

2. 保育所入所要件(保育が必要な条件)に該当しなくなった場合の届出

保育所入所要件に該当しなくなった場合は、原則退所となります。**保育の実施解除申出書**をご提出ください。

継続して保育が必要な場合は、新たに「保育が必要なことの証明書(就労証明書、診断書等)」が必要となります。

	入所要件非該当事由	保育所入所継続要件
①	仕事を辞めたとき	入所要件非該当後、支給認定変更申請書及び誓約書を提出し、2ヵ月以 内に保育が必要なことの証明書を提出。
②	傷病者が回復し、保育ができる状態になったとき	
③	出産要件入所で出産後3ヵ月経過するとき	出産後3ヵ月末までに保育が必要なことの証明書を提出※1

※1 仕事をしていた方が出産に伴い、仕事を辞めた場合、出産予定日の3ヵ月前より保育所入所要件が「出産」となります。
出産後3ヵ月までに証明書を提出されない場合は、退所となりますのでご注意ください。

○育児休業中の保育所入所制限について

現在入所中の児童については、原則として育児休業の対象となった児童が1歳6ヵ月になる月の月末までが入所期限です。
入所継続の条件としては、入所期限の翌月中に復帰することが必要となります。

その他ご不明な点等ございましたら、上尾市役所保育課までお問合せください。

令和7年度 年間行事予定（大谷西保育所）

	行 事
4月	入所式 クラス別懇談会
5月	こどもの日集会 内科健診 ★親子交流会 3歳児～5歳児
6月	プール開き ★クラス懇談会 ★夏まつり 歯科健診
7月	七夕集会
8月	夏期保育期間
9月	お月見集会
10月	★運動会
11月	内科健診 ★クラス懇談会 歯科健診 卒園遠足 ★未満児交流会 0歳児～2歳児 総合避難訓練
12月	もちつき お楽しみ会
1月	卒園写真
2月	節分 ★保育報告会
3月	ひなまつり集会 お別れ会 ★卒園式

その他

毎月	誕生会 避難訓練（火災・地震・引き渡し） 安全点検 身体測定（3歳以上児は隔月実施）
----	---

- ※ 園だより、クラスだより、保健だよりは毎月配信しています
- ※ クラス懇談会は、年3～4回の予定です。
- ※ 保育参加および給食の試食をお受けいたします。（5月～2月）
クラスごとにお知らせしますので、日程調整のうえご参加ください。
（給食の試食は園児ひとりにつき1回をお受けします）
- ※ ★印の行事は、保護者の方に参加していただきたい行事です。
- ※ 地域交流事業（あそぼうよ・園庭開放 等）行っています。
- ※ 危機管理訓練を随時行っています。

大谷西保育所 おさんぽマップ

